

## 村方騒動と文書の作成・管理システム

——武蔵国秩父郡上名栗村を事例として——

保坂裕興

### はじめに

日ごろ「一七世紀の古文書がよく残っているなあ」とか、逆に「古い時代の文書は残らないのだ（しよがな  
い）」といった感覚で接しがちな近世の村方文書も、ひとたびその残り方に注意を払えば、何がしかの理由によって、  
意外に積極的に作成され保存されてきたことがわかる。近世日本の村方文書はいつごろ、どのように成立するのか、  
その作成・管理のシステムや維持・変更のあり方はどのようなであったのか、さらには現代における地域文書館の源流  
の一つとして捉えるとすれば近世史の文脈の中からどのような特質を指摘できるのか、等々のきわめて基礎的な問題  
に取り組むために、本稿では武蔵国の一山村に伝来した村方文書を素材にして準備的な考察を試みる。

とはいえ、これらの問題は従来の村落支配論と古文書学、そして村落自治論や文化論を含む村落史研究に深く関わっており、どのようにすれば解明を進めることになるのかさえ議論の多いところであろう。本稿では次のように視角を設定する。まず近世の村のあり方について、水本邦彦の研究に注目したい。ここ数十年の氏の研究は、幕藩領主と百姓の対抗図式の間に、共同組織としての「村」を定置してきた。初期および前期村方騒動の中に、幕藩領主が設定した法的・政治的支配の村Ⅱ（領主の村）と、百姓の生産・生活の場でありかつ百姓の公的要求を実現していく村Ⅱ（百姓の村）とのズレを見だし、後者による前者のさまざまな捉え返しのある様態に、「村」を基礎とした近世農民の成長を見据えるのである。幕藩領主⇩村⇩百姓とする図式と、百姓たちの絶えざる働きかけ（村方騒動に端的に現れる）によって「村」が成立・変容していくとする視角は、村方文書の成立を論ずる際にも十分に留意されなければならないのである。

では、水本らが明らかにしてきた村政民主化の動態は、どのようにして保証され、不可逆的な体制にされてきたのだろうか。このような局面にこそ、村方文書を積極的に作成・管理していく内在的な理由が存在するように思われる。現代において（史料（ここでは村方文書）は過去を読みとり再構成する材料であることが普通だが、同時代人にとって（文書を作成し、管理していくこと）は、まずもって、公的な場において何事かを実現し、それを繰り返して証明しまたは実行しながら、不可逆的なものとしていく知的技術であったのではないだろうか。もとより、作成・管理に関わるいくつもの技術は、村役人や百姓だけが創出し駆使したのではなく、封建支配を再編する幕藩領主がもっとも十全に行使したであろうことも、見逃すことができない。いずれにしろ、村方文書は「村」内外の諸関係のうちにあるさまざまな契機によってもたらされた知的技術の集積として分析される必要があるのではないだろうか。このような視角から本稿では、村方騒動と村方文書の作成・管理システムの成立・改変に焦点を定めて、村方文書自体の歴

史を素描していくことにする。

本稿で考察の対象とする武蔵国秩父郡上名栗村(現埼玉県入間郡名栗村)は、一八六六(慶応二年)の「武州世直し一揆」発生村として知られている。学習院大学史料館が所蔵する名主町田家の古文書は、一九六〇～七〇年代の「世直し状況論」研究以来しばしば取り上げられ、当該地域の経済構造、山村豪農としての町田家の経営構造や百姓の階層構成・分化などが既に明らかにされている。本稿では特にことわらない限り、この町田家文書を使用する。

これら先学の研究<sup>(3)</sup>によって上名栗村について概観しておこう。上名栗村は、飯能の西北約二〇キロ、入間川最上流部<sup>(4)</sup>名栗川沿いの山間に位置する。一七世紀中頃の『武蔵国田園簿』によると、同村は村高二七九石八斗七升、「皆畑」、今井八郎左衛門代官所支配であった。この後、一八二五(文政八)からの一〇年間、館林藩領であった時期を除いて幕府領である。一六六八(寛文八)年の検地では四二〇石二斗六升三合が打ち出され、一七二三(享保八)年には三石四斗三升九合が高入れされて村高が四二三石七斗二合となり、幕末まで続いている。なお、一六六八年以前に徳川幕府の検地が施行された形跡はない。家数は、一七二〇年段階で三四八軒、一九世紀前半になると少しずつ減少し二八〇軒前後を推移した。また村の運営は、はじめ町田家が代々名主を勤めたが、第二章で取り上げる一七二四(享保九)年の村方騒動以降、新組が分立して組頭による年番名主制をとり、古組は世襲名主町田家によって運営された。

また上名栗村は、水稲耕作が困難であり、一八世紀前半までは木炭生産・販売を基幹産業とし、村内百姓は飯能などの市場にこれらを出荷し、食料品などを購入して生活していた。しかし次第に杉・檜造林による材木生産・販売が盛んになり、一九世紀にはいると山野で占められる土地を分収林業によって十全に活用し、西川林業地帯の中心村となるまでに発展している。古組名主町田家は、西川林業を担った山方荷主でありかつ在方商人であり、土地や山林の集積を重ねながら村内百姓を日雇人足・木挽として組織して杉・檜造林、材木生産をおこない、江戸に出荷した。近

世後期の上名栗村には、このような経営をする在方商人が点在し、多くの百姓はその経営下で林業労働にたずさわっていたのである。

## 第一章 村方騒動以前の村方文書と生産活動

### 第一節 上名栗村における村方文書の生成

近世前期において村々では、どのような規範のもとに村方文書を作成していたのだろうか。幕府は一六四二(寛永一九)年八月の郷村法度第一条において、年貢関係帳簿について次のように命じている。

史料一

一年貢等勘定以下、代官庄屋ニ小百姓立合可相極候、毎年其帳面ニ相違無之との判形為致置可申、何事によらず庄屋より小百姓共に非分申掛さる様ニ堅可申渡事、

この法令は、代官と庄屋がセットになって小百姓と対峙している状況下で、幕府が小百姓を年貢等の勘定過程に参入させ、かつ庄屋が小百姓への非分をもちかけないように命じたものであり、年貢村請制を合理的に定着させようとした法令である。幕府は、その具体的な方策として、年貢等の勘定諸帳簿を仕立てさせ、小百姓に承認の判形を押させておくことを命じたのである。すなわち、その帳簿はしかるべき時に庄屋が証拠として使うべきものであり、文言に

はないが、庄屋が保存、管理すべきことが含意されていると見なければならぬ。太閤検地以降の村切りによって創られた「領主の村」、そこからの年貢徴収方式である「村請制」の施行、このような条件の下で、歴史上はじめて村方文書の規範が現れるのである。

この原初的な規範は、このほかの幕府法令によって次第に具体的になっていく。村入用帳の成立を論じた菅原憲治の研究によりながら、幕府法令の村方帳簿に関する指示について整理しておきたい。

①一六四二(寛永一九)年五月からの一連の法令で、年貢・諸役の割掛非分の防止を目的に、「諸役入用」についても「小百姓帳」を仕立て連判をさせ、さらに手代が押切り印判をして確認をすることを命じた。また一六四三年八月の郷村法度では、それらを年内に済ませなければならぬとしている。

②一六五二(慶安五)年正月の「代官心得条々」では、諸役入用帳に加えて検見帳・庭帳にも百姓に判形を押させて、代官が毎年改めることとした。

③一六六六(寛文六)年四月には、年貢・諸懸り物・小物成等までを一人づつ割り付ける小割帳と「諸役入用帳」を別帳で仕立て、判形処置をするよう命じている。

④一六九四(元禄七)年の「御料御代官所名主・五人組御定書」では、領主が「相印」を押した二冊の「入目帳」を毎年村方に渡し、一冊を名主、一冊を百姓方が所持して諸役入用を記載し、名主・年寄・百姓が印判を押して、年毎に双方が確認しあいながら勘定するべきこととしている。

⑤享保改革後の一七四〇(元文五)年九月、「年貢并諸役懸り物或村入用等」を名主・組頭が帳面に記して惣百姓立ち合いで勘定をし、相違がなければ印形を取り置くことを指示している。これまで年貢と諸役入用という区分があったが、後者が「諸役懸り物」と「村入用」に区分されることになった点が注目される。また、新たに名主・

表一 村方騒動以前の村方文書残存状況

土地関係 文書	1668(寛文8)年 検地帳 縦帳14冊, 反別目録 縦帳1冊 1679(延宝7)年 新開改帳 縦帳1冊 1723(享保8)年 見取場・改出しの高入帳 縦帳1冊
年貢割付 過程文書	1660(万治3)年以降 年貢割付状 もれなく伝存 1658(万治元)年度以降 年貢皆済目録 もれなく伝存
年貢勘定 過程文書	1660(万治3)年 名寄帳 縦帳1冊 1687(貞享4)年 年貢名寄帳 横帳1冊 同 年 石寄帳 横帳1冊 1706(宝永3)年以降の年貢割付名寄帳 横帳 1707年分を除いて伝存
このほか	1712(正徳2)年 宗旨人別五人組改帳 縦帳6冊 1720年・1722(享保7)年 村明細帳 縦帳2冊 1681(延宝9)年以降の人見入り入会論文書 状1点, 絵図1点 1703(元禄13)年よりの御用炭など上納関係文書 状3点

組頭が帳面に奥判をすることも指示している。<sup>(10)</sup>

これらのように幕府は、近世初頭以来、年貢村請制の円滑な施行をはかるため、すなわち村役人による年貢・諸役などの非分な割掛けとそれに伴う村方騒動を防止するために、諸帳面の作成を命じてきた。これらは、年貢庭帳、年貢小割帳、諸役・懸かり物帳、村入用帳などにおよび、いずれも惣百姓へ公開されて承認され、証拠とされるべきものとして作成させるのであって、全体として(村方文書の作成・管理規範)になっていたといえる。

がしかし、菅原が村入用帳について指摘しているように、いまだ代官・手代との癒着が強固であり、村内において小百姓と対峙していた村役人は、これらの規範を必ずしも実行にうつさなかった。領主が村の構成員(名請人)とした小百姓が政治的な村においても構成員たるべく、なんらかの働きかけをしなければ実現しなかったのである。上名栗村の場合、まさにこの転機が一七二四(享保九)年の村方騒動にあたる。この詳細は後章にゆずるとして、ここではそれ以前の上名栗村において、どのように村方文書が生成したのかを見ておきたい。

町田家文書には、騒動以前に作成された古文書が表一のごとく伝存している。ここから知られるのは、第一に一六六〇年前後からの文書

が残存していること、第二に領主支配に関わる文書がほとんどであり、村内百姓のみに関わるものはわずかに年貢割付諸帳だけであることである。

まず一六六〇年前後とは、上名栗村にとってどのような意味のある時期だったのか考えておこう。年貢割付状によってこの時期の本途物構成を見ると、次のことがわかる。上名栗村の村高は、一六五〇年頃の『武蔵国田園簿』で「高二七九石八斗七升」とされているが、この高は一六六〇(万治三)年以降の年貢割付状<sup>13</sup>にみられる「畑・屋敷共、定納」の永五五貫九七四文を、当時一般におこなわれていた永一貫文<sup>14</sup>五石替えて勘算した石高であると推定される。百姓側はこの高を「本高」と呼んでおり、一六五〇年頃から一六六八年の検地施行までは、この「本高」が年貢の中心になっていた。

ところが一六六〇年には、「畑・屋敷とも定納」、「開高定納」、隠田の改め出しの三費目で永七三貫一九五文が課されておられ、納合永高としても最も高くなっている。<sup>14</sup>この後一六六五年になって、先の隠田の改め出しと同額の改め出し永一貫八九四文が六七年まで課され、<sup>15</sup>一六六八年にはこれが「開高定納」に含まれるに至っている。<sup>16</sup>すなわち幕府代官は、検地を施行していない上名栗村の本途物成を、畑・屋敷永高と開高(永高)とによって把握し、時々改め出しをおこないながら随時開高に加え入れ、積極的に年貢増徴をしていたのである。上名栗村にとって一六六〇年代は、幕府の代官手代が、一六六八年の検地に向けて村への関与を強めてきた時期だったといえる。

さて、この時期の村方文書を具体的に見てみよう。一六六〇年「名寄帳」<sup>17</sup>は、小割された永高と名前の部分に各百姓の印が押され、裏表紙には「上名栗、名主・組頭・惣百姓」と記されており、小百姓が関わりながら村全体として作成した形式になっている。また、一六六二年の割付状の紙背には「表書之御わり付見申、無高下勘定仕候、以上」と記して、上名栗村の組頭とおもわれる市郎右衛門ら一一名が連署している。一六六四年の割付状紙背には、組頭の

連署に加えて「惣百姓」と記してあり、さらに一六六五(寛文五)年の割付状<sup>(20)</sup>では、「當申御割付表書之通、村中名主・組頭・小百姓迄立合拜見仕候」と記し、名主兵左衛門以下組頭八人の連署・押印が見られる。これらを見る限り、上名栗村の村方文書は、「百姓が立ち合つて勘定をし、その際の帳面には印判を取っておく」という幕府の(規範)にある程度準拠していたことが知られる。幕府が上名栗村への関与を強めてきた一六六〇年代、代官・手代による帳簿作成の指導も強化されたのだろうか。いずれにしろ、幕府の(村方文書の作成・管理規範)を無視できないような状況下で、村方文書の原型が生成してきたことを確認しておきたい。

## 第二節 村方騒動以前の年貢・諸役勘定文書のシステム

次に、一七二四年の村方騒動以前の文書全体についても少し立ち入って検討してみたい。先の規範には年貢小割帳のほか、年貢庭帳や諸役入用帳などが含まれていた。町田家文書の中にはこれらのうち「年貢割付名寄帳」などの表題をもつ年貢小割帳しか現存していないが、一七二〇(享保五年)の村明細帳や村方騒動訴訟文書<sup>(22)</sup>によると、遅くとも一七二〇年頃には、このほかに「諸懸り物村入用割帳」・「差引勘定帳(御年貢鑑取帳)」が作成されていたことが知られる。

これらの帳簿による勘定過程は次のごとくである。年貢割付状を下された上名栗村では、名主が「年貢割付名寄帳」を仕立て、百姓一人毎に、所持高、反別と取永、引永、差引の永高、現物納の綿、口永、納合永高、そして紙船役・綿売出永など高割りにしない小物成(代永)を記し、合計永高を算出した。名主はこの一帳で年貢諸役を徴収し、各百姓には小割帳の押切判をおした請取手形を渡していた。一方、高懸り三役と高割りにする小物成、および村入用



は「諸懸り物村入用割帳」に随時記入し、皆済時に高割り額を算出した。「差引勘定帳」では、この高割り額とそのほかの過不足を調整して徴収をおこない、皆済したのである。

さて、この段階での年貢関係帳簿のシステムにはいくつかの特徴がある。まず年貢小割帳に関しては、一六八七（貞享四）年を除いて、名主町田家（所持高五石二斗一升八合）と同家が所属する新館組百姓分の記載が存在しない点が注目される。一六八七年一二月の小割帳の冒頭には、

史料二

當卯ノ御年貢、從御公儀様被仰付候通、組頭・惣百姓立合、高下無之様ニ銘々勘定割合仕、上納仕候、若重而相違御座候ハゞ名主・組頭・惣百姓立合勘定仕直可申候、其節中間ニ而出入申間敷候、為後日仍如件<sup>(23)</sup>

と記され、幕府代官からの強い指導をふまえて小割をおこなったことが知られ、例外的に町田家分が明記された可能性がある。しかしその一方で、この帳簿には櫃沢組浅見五郎左衛門（屋号は五兵衛）らの記載がなく、それらは同年一月に五郎左衛門が自ら作成した「石寄帳」<sup>(24)</sup>にまとめられているのである。このように、村方騒動以前においては、名主町田家が自らの割当分を不明確にしておいたり、櫃沢組浅見家らにたいして年貢・諸役を直接に割掛けることができなような状況があったのであり、幕府が示した〈規範〉のように、村請制を基礎とした公的かつ明確な年貢勘定、および帳簿作成がなされていなかったことが窺える。

また通年でみた場合、一八世紀初頭以後の小割帳は土地所持者の変更が多く、それらは誰々の名高に入れるようにとの付け札によって処理されている。このような貢租負担者の変更の増加は、村方騒動の直前にピークを迎えており、帳簿上の反歩の抜き差しがままならないかに見える程である。この点は、帳簿の構造上の問題ではないが、正確な年貢勘定をするにあたって大きな障害となる事由としてぜひとも注目しておきたい。

さらに「諸懸り物村入用割帳」の場合は、村入用として採録する費目や徴収方法が混乱をきたしていた。一七二〇（享保五）年の村明細帳<sup>(25)</sup>では、村入用に関係するとおもわれる費目について次のように説明している。年貢・諸役の上納銭持参や御用で召し寄せられた時の駄賃錢・道中賄・宿泊費用などの名主御用支出は「其時々ニ至而惣百姓ニ而割合出シ」、また名主給は「老ヶ年ニ付、百姓老軒より總百文宛相對ニ而取来り」、さらに組頭給・定使給についてもその時々には百姓相對で使ってきたとしており、村入用の費目にしていなかった。また村入用については、具体的な説明はないが、年間鑑ニ貫文ほどであるとしている。後の整備された村入用帳から推察するに、村用の飛脚賃錢や諸勤化への喜捨だけがこの村入用とされていたと考えられる。しかるに、一七二四年の村方騒動では、その時々を支払っていたはずの「割捨」や名主給・定使給がさらに「諸懸り物村入用帳」に組み入れられ、二重徴収された事実が明らかにされている。上名栗村では、「諸懸り物村入用割帳」を作成していたものの、村入用が「村」の共同事務遂行のための費用であるという認識に到達していなかったためであり、本質的にはこの帳簿が「村入用帳」の前身であったとすることはできないのである。

最後に全体について指摘しておきたいのは、帳簿の公開とチェック機能の問題である。上名栗村村方文書の成立期である一六六〇年前後には年貢割付状などや年貢小割帳が公開された形跡があったが、以後、割付状の裏書や小割帳への組頭の署名・捺印、「惣百姓」の記入がなされなくなっている。実際、一七二四年には騒動側が「惣而名主老人之了簡ニ而、諸帳面等をも組頭・百姓えも相見せ不申、我俛成致シ方と奉存候<sup>(26)</sup>」と年貢勘定不正の本質を看破しており、百姓への公開がなされなかったことはもちろん、組頭による確認もおこなわれていなかった。また、百姓自らのチェック機能を担う請取手形は、年貢小割帳で算出された納合永と同帳簿の押切印があるばかりで、明細が記入されておらず、もとより機能しえなかったのである。

このように一七二〇年頃の上名栗村では、年貢小割帳・諸懸り物村入用割帳・勘定差引帳の三帳によって勘定がおこなわれていたが、名主一人の手によって非公開のうちに勘定作業がおこなわれ、また年・貢諸役勘定の平等性、勘定費目の概念、帳簿構成、チェック機能などいずれの点をとっても、幕府の示した〈規範〉に比して不十分であった。すなわち、一七二四年以前の上名栗村は、幕府の目指す年貢村請制が十分に定着しておらず、支配の末端でありかつ百姓の公的な要求を現実するような近世的な「村」として成立していなかったといえる。このような意味で村方文書もまた、公的な文書群として成立していなかったと見るができるのである。

### 第三節 上名栗村の生産活動と村方騒動主体の動向

ここでは、一七二四(享保九)年の村方騒動の主体となった檀沢組組頭浅見家と争論の相手となる名主町田家の動向を、生産活動を中心に見ておきたい。

まず町田家について見ていこう。同家は遅くとも一七世紀中頃から代々名主を勤めており、一六八七(貞享四)年段階で本途物成の二・七パーセント、一七二四年には五石二斗一弁八合、村高の約一・二パーセントを保有していたことが知られる。近世前期における町田家の家産形態については、一六八六(貞享三年)に兵左衛門から子の佐兵衛に家産が譲り渡された時の史料が残されている。

#### 史料三

##### 遺所書之覚

一 なつち中わり間を境ニ立、是より西之方井戸沢迄、山之義ハ大豆口向おね切、なつち中わり間くる切、

上ハ曾根きり、屋敷迄

左兵衛

一 竹之内向堀切大茶なひおきハ、ほうての沢迄、同所長左衛門作・清右衛門作、是も

同人分

一 小物久右衛門作・七郎左衛門作、山ハ瀧之本より永昌寺作之境迄

同人分

一 とちくぼくへより上ハ西平畑山共ニ是も

同人分

一 前書之通御水帳を以反歩をひろい、是も帳面ニ相認、兩人江巻冊ツ、相渡し置候上ハ、自今以後出入ケ間敷義被致間敷候、為其一類中立合證人ニ致置候、為其如此候、以上

父兵左衛門 印

證人重郎兵衛 印

同 十兵衛 印

同 加兵衛 印

同 越前 印

成木村

同 九右衛門 印

同 断

同 千太郎 印

左兵衛 参<sup>(27)</sup>

左兵衛

さてこの史料では、第一条から第四条までは相続分の範囲を文章で示し、第五条ではそれらの内にある検地された反

貞享三年寅ノ四月十日

歩を帳面に認めて「兩人」へ一冊ずつ渡し、相続争いをしないように言い残している。このうちの二冊は町田家文書中の「反歩書分覚帳 佐兵衛分<sup>28</sup>」という縦帳であり、内容は小名・耕作者・地位・反歩、そして「佐兵衛分」などと相続者を記している。史料三と「反歩書分覚帳」は、佐兵衛相続分を明確にし、弟とおもわれる兵之助との相続争いを防止するものであることは明かだが、なぜ二形態の相続書を残さなければならなかったのかに注目したい。すなわち、兵左衛門は検地された反歩を含む第一条から第四条までの広い山野を事実上所持していたのであり、それらは「中わり間を境ニ」・「おね切」・「くろ切」・「曾根切」・「山ハ」などの言葉でしか言い表せない範囲であったのである。また史料三には、「長左衛門作」・「清右衛門作」・「久右衛門作」などの記載があり、彼らは耕作者として山野とともに相続されたと推測される。

管見の限り、これらの耕作者たちが何を作っていたのかを直接に示す史料は見当たらないが、結論から述べるならば、薪炭林の整備と製炭にたずさわっていたと見ることができ、一七二〇（享保五）年村明細帳には、次の記載がある。

#### 史料四

一 百姓持山、下々畑・切畑之かふりニ雑木柴山御座候得共、永銭出不申候、村何カ所之定無御座候  
 一 男耕作之間ニハ釜炭・鍛冶炭焼申候而、商売仕候、其外日用杯を取申候<sup>29</sup>  
 町田家が所持していた広い山野は、形態からしてまさにここでいう百姓持山である。そこには雑木柴山があるとされ、また田畑耕作のあい間には、一般に釜炭・鍛冶炭を焼き、商売していたとされている。町田家は、遅くとも一七世紀末葉には百姓持山を所持し、耕作者において薪炭林の整備と製炭に従事させていたと考えられる。  
 また、町田家と製炭・販売の関係は、このほかの史料からも窺える。

進上申手形之事

一上名栗村両所御林御本丸御産所御用御炭御急用ニ付、右御林讒之儀御座候得者、両所ニ会所立置候儀物入等数多在之候ニ付、各御手傳ニ甚平次方より頼入、御炭千俵請取申答ニ相究申候上者、早々山入可被仰付候、右御運上請取申上者、以来、甚平次構無御座候、為後日仍如件

捻金屋甚平次代

梶伊兵衛 印

元禄十六年末十月十八日

秋山平兵衛 印

上名栗村手傳人

町田佐兵衛殿

中村治兵衛 印

下名栗村手傳人

嶋村光城<sup>(30)</sup>老

一七〇三(元禄一六)年、上名栗村の横倉・はねばみ両所の御林から御用炭千俵を焼き出すにあたって、町田佐兵衛と下名栗村嶋村光城は、この手形で手伝いを命じられた。捻金屋甚平次は、幕府より炭の焼き出しを請け負った人物であるが、実際にはさらに在地の町田・嶋村の両者に人夫たちの山入りから炭の焼き出しまでを依頼し、御用炭を受け取って、江戸に運搬したのである。<sup>(31)</sup>町田佐兵衛は、ここにみられるように炭生産者を組織できる人物であったのであり、それは日常的な炭生産の活動があったからこそなしうる事業だったのでないだろうか。このような町田家

を中心とする上名栗村の炭生産は、一七三二(享保一七)年には、飯能町炭問屋衆中に対して価格や流通方式などにいたるまで注文をつけ、掛け合うほどに成長している。<sup>32)</sup>これを示す文書の写しでは差出人が「上名栗村中」とされているが、そこには村単位の強固な炭生産者組織の存在が窺え、名主町田家の関与が十分に想定されるのである。いずれにしる、一八世紀前半における上名栗村は、江戸に通じる飯能と炭生産・販売で積極的に交流し、江戸地廻り経済圏の周辺に包摂されながら生産活動を展開していたのであった。

また町田家は、一七世紀末葉から土地を担保に金貸しをしていた。現存している流地証文や譲渡証文だけを見ても、一七二四年までの間に約八〇両の資金で二〇件にのぼる土地を集積している。これらの特徴は、畑とともにかぶり山を取得していること<sup>33)</sup>で、はじめは炭生産、後には杉・檜の人工造林にあて、林業生産を拡大していったのである。前節でみた貢租負担者の変更の増加が、まさに町田家に代表される炭荷主たちの積極的な土地集積と経営拡大のなかでもたらされた事態であることも確認しておきたい。

さて、一方の檀沢組浅見五兵衛家はどうであろうか。浅見五兵衛は一六六〇(万治三)年の名寄帳で永三貫六〇六文、全村永高の約五パーセントを納入し、また一六八七(貞享四)年段階では三一石三斗七升三勺、村高の約七・五パーセントの所持者であり、<sup>34)</sup>村内最大の富農であった。

同家は、一六八一(延宝九)年以来、村内「人見入り」における入会争論に深く関わった。この一件を通して浅見家の動向を見ておこう。

#### 史料六

武州上名栗之内人美入山ノ図(裏書)

一人見山論之事、桐木久保・蔵骨沢・とちの木入・久絵尻谷・小谷・大平・三牧をすの谷・八竹久保・山神久

保・笠掛ケ、此拾ヶ所前々之通、五兵衛・十郎兵衛・権左衛門・佐右衛門・兵右衛門組下入会たるへし、大谷

之義者御 公儀山ニ申付候条、依之絵図ニ朱引加印判置候通、両曾根下岩迄此朱引判之内御林立込候様ニ可  
相守、若御山江入馬草成共かり取輩在之ハ、急度訴人ニ可罷出者也

延宝九年酉八月十九日

野口半大夫 印

上名栗村

名主組頭惣百姓<sup>(33)</sup>

### 史料七

#### 取扱申済口証文之事

一人見入大谷出入之儀、市兵衛親六兵衛立出之林仕ニ付当式拾ヶ年以前中川八郎左衛門様御手代野口半大夫殿江  
申上候節より論地ニ罷成、只今迄双方入相不申罷有候所ニ、此度市兵衛御帳面之場式ヶ所御座候を用、右之場  
所ニ炭釜を立申候間、五郎左衛門・佐右衛門・源之丞・九右衛門方より右之炭釜破申ニ付、市兵衛方より御代  
官様江御訴訟申上候得ハ、則御裏判頂戴仕、右四人之組頭被御召出御穿鑿可被遊候所ニ、当村寺社年寄立合取  
扱申候様ハ、右大谷論地之場所ニ少立居申候上木之儀、市兵衛方江半分、相手四人之組下之村并ニ人見・柏木  
蔵而村者人見入出口之村之儀ニ茂御座候間右之村惣百姓江半分伐取申、市兵衛御帳面之畑ハ市兵衛手作仕可申  
候、若山畑之儀ニ御座候而作荒シ申候ハ、右之場所程切替作可申候、其外ハ人見入之谷並之通り右之村中  
(惣百姓)入相、馬草薪等先々之通り取可申定にて、双方和談申所実正ニ御座候、向後此山ニ付出入仕間敷候、  
為後日双方相手共ニ印形申所、仍而如件



元禄十三年辰ノ十一月五日

人見訴訟人

市兵衛 印

相手

五郎左衛門 印<sup>(36)</sup>

(以下を略す)

史料六に現れる一六八一(延宝九)年の山論は、一七〇〇(元禄一三)年に再論したときの落口証文(史料七)によると、人見組市兵衛の親六兵衛が、前々より五組入会であった人見入りの中に検地された畝歩を持ち、そこから入会へ林を立て出したことよって発生した。ところが史料六の裁許では、六兵衛の畝歩がある大谷<sup>おやち</sup>という区域が「御公儀山」つまり御立山に指定されたために、大谷以外の入会地を前々の通り浅見五兵衛ら五人の組下の入会とすることが確認されたもの<sup>(37)</sup>、立て出しの件は解決されなかった。しかしさらに一七〇〇年、市兵衛はやはり同様に「上木」を立て出し畝歩に炭釜を作ったため、五兵衛の子五郎左衛門ら五組のものが炭釜を壊し、争論に及んでいる。史料七の落口証文では、結局のところ市兵衛の主張は認められず、「上木」の配分と切替地を伴う所持畝歩の手作り、および五郎左衛門の組など五組惣百姓の入会が確認されたのである。

ところで、これら五組のうち五郎左衛門の組など少なくとも三組は、一六八七(貞享四)年の年貢小割帳の別帳「石寄帳」<sup>(38)</sup>(五郎左衛門作成)に大豆の「定石」割付が記載されている。小割帳記載分がすべて金納であるので、これら大豆の現物納をする者たちは特別な位置にあったと考えられる。一方、市兵衛が立て出した上木は新炭林であり、それを原料として製炭したと推察される。この争論は入会地をも侵食して炭生産活動をおこなう者と、大豆などの畑作維持のための株<sup>まき</sup>を確保するために入会地利用の原則を貫徹しようとした者たちとの衝突であった可能性が高い。

さて、この入会争論は、上名栗村における土地利用秩序や百姓の土地所持意識について考える場合に、きわめて重要である。「人見入り」は、前々から五組の入会とされているものの、その中に一六六八年の検地で名畑となる下々畑・切畑が打ち出されたのであり、この争論以前は入会利用が慣習的で不安定な段階にあったと見ることができるとは、しかしこの入会争論を経ることによって、入会地の範囲と利用権が明確になり、同時に下々畑・切畑を所持し、薪炭林の立て出しを企図する者にとっては、名畑の切替地を許容されるにとどまるという原則をはじめて提示されることとなった。このように、浅見家の五兵衛・五郎左衛門が係争して、入会地をめぐる土地利用秩序が創出されたこと、それ故に炭生産・販売の利潤獲得に傾斜していた上名栗村の百姓たちが、いやおうなしに下々畑・切畑とかぶり山の所持意識を先鋭化させていったであろうことは、次の村方騒動の前史として注目しておきたい。

## 第二章 一七二四年の村方騒動による村運営の変化と

### 村方文書システムの成立

#### 第一節 騒動側の要求と行動、および村運営の変化

村政の全面的な見直しがおこなわれることになる村方騒動は、一七二四(享保九)年、二回にわたって争われた。本争論の済口証文<sup>39)</sup>によって騒動側の要求と行動、および争論の経過を見ておこう。

初発の争論は、年貢請取手形の形式などを改めるか否かを争点とし、名主八郎右衛門がその改変を進めようとする

源五右衛門（浅見家）・傳兵衛など六人の組頭らを訴え出たものである。この争論経過は詳らかにしえないが、騒動側は、組頭方にも一枚の鑑請取手形を発行してもらうこと、また小物成や諸懸り物等の代永などの内訳を諸帳簿や請取手形に明白に書き分け、百姓が納得できるようにすることを要求したことが知られる。

この争論にたいし代官川原清兵衛は、「前格無之候共、諸帳面ハ百姓望之通、訳明白ニ仕立可然旨」を名主八郎右衛門に仰せ渡したが、騒動側は前々の勘定合わせも納得できないとしたため、南村名主武左衛門・南川村馬之助（はじめ熱川村十左衛門）を立会人として一七七八年から二二（享保七）年まで五カ年分の再勘定を命じた。結局、二二年から一カ年毎に二〇（享保五）年まで再勘定を進めた二四年四月、六人の組頭らは「三ヶ年分勘定仕上ヶ帳面」<sup>(40)</sup>を証拠として次のように名主の不正を訴え二度目の訴訟をおこした。

a 寅（一七二二）年の年貢小割帳を年貢割付状の永高と引き合わせたところ、反別の過敵歩があり、どのようにしてこの帳面を仕立てたのか吟味してもらいたい。

b 寅年は、畑方本途年貢永・見取畑永・口永はいずれも過徴収であり、近村一同免除となったはずの「くらのま 瓜木代永」が割掛けられ、名主が押領した。

c 子・丑年両年は畑方本途・見取・口永のいずれも過徴収である。

d 一人ずつの鑑差引勘定では、名主給・定使給・割捨はその時々々に渡したはずであるのに、「諸懸り物村入用割帳」に記載され、差引勘定帳（本途鑑取帳）で再び徴収された。

e 見取・畑御年貢の過徴収を毎年続けてきた点は、公儀の御定法に背くものである。

f 以上の勘定については領主方から指導があったにもかかわらず、諸色不分明にしており、特に「諸掛り物村入用割無差別ニ巻帳ニ而取立テ申候段」は心得がたく、これらは「惣而名主耆人之了簡ニ而、諸帳面等をも組頭百姓

江も相見せ不申、我儘成致シ方」であるので、「勘定仕上ヶ帳」で吟味の上、処罰を仰せ付けてもらいたい。<sup>(4)</sup>

ここでは、名主の私的不正もさることながら、村政上の三つの問題に注目したい。第一は、流地の進行により土地所持者と貢租負担者のずれが生じる問題である。a および b・c・e は本質的にこの問題と深く連関していたと考えられる。このため騒動後の村政改革は、帳面改めと地押し勘定によってこのずれを修正することからはじめなければならなかったのである。第二は、村入用とは村の共同事務遂行のための費用であるという認識が定着していないために、「諸懸り物村入用割帳」で徴収する費目が左右し、d のような事態が生じた問題である。これに対し、騒動側は訴状のむすびとなる f で、性質の異なる二つの入用を一帳で取り立てる方式を納得できないと指摘しており、村入用概念を成熟させていた点が注目される。第三は、年貢関係帳簿が非公開にされている問題である。初発の争論では請取手形の形式を改めることから争いはじめたのに対し、ここでは、名主の一人勘定、諸帳簿の非公開を、全体を覆う問題として指摘するに至っており、騒動側は、ほぼ幕府が示した(規範)の水準に到達していたことが知られる。これらの騒動側の要求と行動によって村政が大きな転機を迎えることになったのである。

この訴状が提出された後、幕府は先の二人の立会人と小石川水道町岡田屋平右衛門・牛込通寺町岡田屋平七の両公事宿に扱いを命じ、内済のはこびとなった。すなわち、三カ年分の過不足分を精算するとともに、「名主致方心得違共有之三付、自今一致之和融調兼候間」として、騒動側は新組を立てて独立し、古来の名主町田家方を古組として、組分けがおこなわれた。

両組は、扱人が代官より許可をえて、古組が町田家による世襲名主制、新組が組頭による年番名主制で運営されることになり、以後二人の名主が村の運営にあたることになったのである。またこれともなって年貢納入は、旧来通り一本の年貢割付状を受け、両組に高分けした後、おのおの小割りして徴収し、双方が突き合わせて上納することと

した。年貢割付過程だけは一村であることを保ち、勘定過程などでは両組が別村のごとく運営されることになったのである。

## 第二節 村方文書の作成・管理原則と地押し勘定

さて、この村方騒動の終結にあたっては、作成・管理に関するおおまかな見取り図がつくられた。一七二四年閏四月の村方騒動済口証文では、次のように取り決めている。

- A 検地帳・年貢割付状・皆済目録の本紙は、古組名主が管理する。
- B 本紙を新組・古組双方が写し取り、両名主が割判をして所持する。
- C ただし、年貢割付状と皆済目録の本紙は、双方の惣百姓が残らず連判をし、両名主が封印をする。
- D 諸帳面は両組が同様に仕立てる。
- E 畑方本途・小物成・口永の納永は、その時の錢相場で鑢付けし、帳面を仕立て惣百姓が連判する。
- F 諸懸り物は、命じられ次第大見積りで取り立て、皆済目録が下された時に帳面を認めて差し引きし、惣百姓が連判する。
- G 村入用は、帳面を仕立て随時記入し、年貢勘定の時に惣百姓相談の上、差し引きする。
- H 村方の「遣捨」については、随時惣百姓相談の上、割り合う。
- I 百姓の持高と反別は、書き抜いて百姓銘々に渡す。
- J 名主給・定使給は、両組が惣百姓相談の上、相対で支給する。

K 宗旨人別・五人組・村入用などの諸帳面は、両組が別々に仕立て、代官所に提出する。<sup>(42)</sup>

これらの原則では、諸懸り物と村入用を区別するようになってはいるばかりでなく、年貢勘定の鏝付け帳Eを基本とし、Eの勘定時に別途勘定するG、Eの皆済後に精算するべきF、随時相対で勘定するH・Jのように序列づけられて諸入用の概念が明確にされ、ほぼ年間の勘定のサイクル(帳簿のサイクルでもある)が定められることになった。またIは、百姓に反別と所持高を告知し、百姓自らの確認によって土地所持者と貢租負担者のずれを解消することを企図したものと考えられる。

さて両組は、これらを実施に移すため、早速に次の証文を取り交わした。

史料八

### 取替シ申証文之事

一此度及出入ニ取扱ニ而名主役式かふニ相分り申ニ付、御水帳写之儀并高反別、去卯年名寄帳面ニ而、新名主方江者當分双方立会組頭銘々写取可申候、尤諸帳面之儀者、年久敷相改メ不申不埒ニ御座候間、兩名主・組頭者不及申ニ惣百姓立会相談相究、前々之儀者打捨テ、向後明白之諸証文取引、地押勘定當辰十一月より来巳四月迄之内、相改メ高反別相究可申候、且又勘定合之儀ハ在所ニ而差引仕百姓銘々判形可仕候、為後証仍而如件

享保九辰年閏四月

上名栗村名主八郎右衛門 印

同 源五右衛門 印

組頭傳 兵衛 印<sup>(43)</sup>

(以下を略す)

すなわち、名主・組頭らは、新名主方の検地帳と高反別は当年貢小割帳を写して用いること、それ以前の不確かな

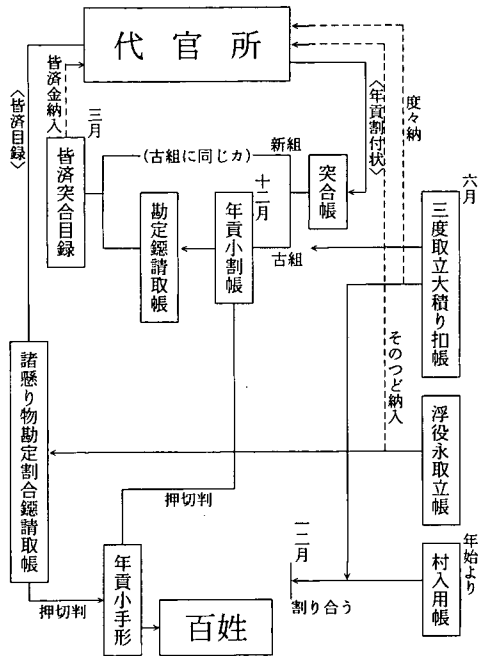
村方文書を廃棄すること、明白な諸証文類によって地押し勘定をすることなどを取り決めた。この地押し勘定は、翌一七二五(享保一〇)年九月の「相定申地押証文之事」<sup>(44)</sup>で、検地帳の記載に関わりなく現在の所持者の「名所」とし「名寄帳面」を仕立てて年貢諸役を納入すること、また前々の勘定の過不足を精算しないことを確認したのち実施に移され、一七三一年に「享保十六年地押帳」<sup>(45)</sup>にまとめられた。両組はこれらの準備を進めて、原則を実施していく条件を整えたのである。

### 第三節 村方文書の作成・管理システム

ここでは先の原則がどのように実施され、村方文書の作成・管理システムが整備されたのかを検証しておきたい。まず、A・B・Cについてである。町田家文書は、管見の限り村方文書と古組文書の判別が付かない状態で伝来しているが、検地帳・割付状・皆済目録はいずれも本紙と写しが現存している。割付状・皆済目録の場合、本紙には何年の本紙と記した付箋がつけられてほぼ一括されているものの、惣百姓連判と名主封印の形跡は見当たらない。一方の写しは数種あるが、村高の部分に両名主の割印の認められるものが存在する。<sup>(46)</sup>すなわちAとBの大原則は遵守されたいが、Cは実施されなかった可能性が高い。

さて、新組文書は現在のところ発見されていないのでDは検証しえないが、E以下について古組の例を見てみよう。一七二〇年代後半には、ほぼ図一のように諸帳簿が作成された。

まず、夏成の六月の段階で、「御年貢三度ニ取立大積り扣帳」<sup>(47)</sup>を作成し、各組毎に前年の年貢・諸役・村入用の三分の一を徴収し、秋成と冬取立でも同様に徴収して、そのたび毎に上納した。一二月には、年貢割付状を受けて年貢



図一 村方騒動後の年貢関係文書作成システム

による諸御用の費用と、諸勧化への喜捨であり、この段階で本来の村入用の概念が導入されたと見ることが出来る。なお、先原則Gでは、惣百姓連判をとる取り決めがなされていないが、本帳では実施されている。この点は、第一章第一節で見た幕府の法令に準拠したと考えられる。

三月には諸懸り物を含め「皆済突合目録」<sup>(51)</sup>を作成して、新組と年貢・諸役の確認をおこなった上、皆済金を納入した。皆済目録が下された後には、「諸懸り物勘定割合鑑請取帳」(原則F)を作成して、割付状・皆済目録を惣百姓で拝見したことを確認するとともに、諸懸り物などの過不足を精算し、連判をおこなった。<sup>(52)</sup>なお、諸懸り物は、命じられ次第に大見積りで徴収し納入したはずであるが、これらは「浮役永取立帳」と題される帳簿に記録されていたと推

小割帳(実際の帳簿名は「年貢割付勘定名寄帳」<sup>(48)</sup>)が作成された。この帳簿は、帳末に前年の同帳簿をもとに本途・小物成を両組に仕分した「突合帳」を合綴したもので、仕分けした永高に口永などを合めて古組百姓に小割りしたのである。この後ただちに、これを鑑銭に両替した「勘定録請取帳」<sup>(49)</sup>を作成し、惣百姓連判がおこなわれた(原則E)。

また、一二月には「村入目遣捨鑑割帳」(原則G)で村入用割をおこない、惣百姓の連判がとられた。<sup>(50)</sup>村入用の費目は、年貢納入費用や代官の命



定される。<sup>(53)</sup>

百姓の皆済を証明する年貢小手形は、何らかの理由で名主の手元に残された数点の史料によると、次のように作成・発行された。まず、一二月に年貢小割帳を作成した後、あらかじめ各百姓の年貢永高を記入した年貢小手形を作成し、上小口の間にはさんで保管した。<sup>54</sup>三月に「諸懸り物勘定割合鏝請取帳」を作成したのちにはこの高割額を追加記入し、皆済勘定の際、百姓がこの両帳に押印するとともに、両帳の当該部分と、年貢小手形上端で古組名主印による二つの押切判形をし、各百姓へ渡したのであった。

そして、これらの勘定・納入などを完了した後、各組から宗門人別五人組改め帳を提出させて、古組の宗門人別五人組帳を作成し、代官へ提出した。上名栗村の場合、旦那寺と家族構成を確認した宗門人別改めの末尾で、五人組の構成員名を確認する帳簿形式がとられ、一七七〇年代まで続けられている。

さて、これらに関して、次の点に注目したい。第一に、新・古両組の分離による村内組織の変化に対応して、村方文書が二段階に構成されるようになったことである。すなわち、検地帳・年貢割付状・皆済目録などの本紙は上名栗村全体にかかわる「村」文書であり、その写しや勘定過程の諸帳簿などは「組」文書として下位に位置する階層構造をとることになったのである。そしてこれらを支えたのが、本紙を古組名主が管理するという原則Aと、両組が写した文書にそれぞれ兩名主の割印を押して「組」文書とする原則Bである。この原則Bは、「皆済突合目録扣」などにも適用されており、<sup>(55)</sup>組内の勘定帳簿など以外は、この方式で「組」文書が作成・管理されたのであった。このように、上名栗村の村方文書は、騒動以前と以後で大きな断絶を持つことになったのであり、騒動以前の不確かな諸帳簿を廃棄したこと、新たに反別や貢租負担者を確定する帳面改めをおこなったことと合わせて、注目しておきたい。

第二に、村方騒動以前の年貢勘定の諸問題が、「組」文書のうち勘定過程文書の作成システムで解決されたことで

ある。騒動以前、年貢・諸役勘定は本途小物成と諸懸り物村入用の二本立てであったが、村入用が独立して三本立てになり、それに対応して三系統の帳簿が作られることになった。そして最終的にはこれら三帳を確認し、本途・小物成と諸懸り物を書き分けた年貢小手形をとる方式であり、騒動以前に比して明白な勘定方式になったといえよう。このように上名栗村では、具体的な文書作成システムを通して惣百姓が村政のうち勘定過程へ着実に参加していくこととなり、同時に幕府が示した〈規範〉の水準をはじめて実現しえたのである。

第三に、このような村方文書の成立の仕方についてである。一七一八(享保三三年六月、幕府代官堀内六郎兵衛は、支配所である秩父郡下吉田村の百姓より「租税皆済の印書をとるべきむね達せらるるのところ、等閑に捨をきしを」訴え出られて閉門を命じられ、また同村の名主武右衛門と組頭二人も「六郎兵衛申付候御年貢割付・諸役懸り物等皆済勘定判形証文之儀、銘々可相渡之処無其儀、吟味も不遂差置、不念の至」として役儀取り上げとなった例がある。<sup>(56)</sup>幕府は近世初頭よりたび重ねて〈村方文書の規範〉を提示してきたが、上名栗村やこの事例のように必ずしも貫徹されなかった。〈規範〉の遵守、そして近世的な村方文書が成立するためには、本章で見たように、百姓が参政する「村」の成立が不可欠であったのである。そしてこのように「村」が公的に成熟を遂げる契機は、近世の村社会においてはさまざまに想定しうるのであって、上名栗村の場合は村方騒動型の事例であることを押さえておきたい。

### 第三章 近世後期における村方文書の作成・管理システム

## 第一節 一八〇三年と一八一三年の帳面改め

一七二〇年代後半に成立した村方文書の作成・管理システムは、一九世紀初頭、古組名主栄次郎らによっておこなわれた帳面改めを契機として、合理化と整備がおこなわれた。ここでは、この帳面改めの内容について検討しておきたい。

一八〇三(享和)年三月、古組の名主・惣百姓は帳面改めをするにあたって次の取り決めをしている。

### 史料九

#### 一札之事

一 當村之義者、享保十六亥年帳面改有之候以後、諸帳面改等無之、殊ニ荒地御取下場之義免増し追々は迄被 仰付、永引之場所迄も不殘反取付ニ先達而被仰付、年貢上納仕候上者今般御水帳を以名所押、帳面改被成被下候様、小前江御申聞、右ニ付左之通り御取極之趣、逸々承知致候

一 歳来帳面改も無之殊ニ年々流質地等有之、高反別拔差多分在之候上者、萬一畝歩違・ヶ所違等有之候共、村役人中差図次第、地面有形を以高反別、猶又振合可有之旨、承知納得致候事<sup>(57)</sup> (以下の条を略す)

第二条に見られるように当該期には、流地による高反別の抜き差しによって貢租負担者が不明確になっていた。一七三一(享保二六)年以來の帳面改めは、このような状況のもとに、荒地・取下場の免増しと永引の場所に反取りが命じられたことを契機としておこなわれることになった。そして、検地帳をもとに現在の土地所持者を確定するとともに、百姓の高反別をその通りに調整することとした。このような文脈からして、帳面改めの対象が、村方文書ないし村方

帳簿全般ではなく、土地・年貢関係帳簿を中心にした諸帳簿であったこと、また、帳簿の管理状態を改めるのではなく、土地所持者・貢租負担者を帳面上で確認ないし訂正して一致させることに主眼がおかれたこと、さらに実際には地押し勘定の作業を必要とするものであったことは注意を要する。

さて、この帳面改めの作業は一八〇四年にかけて古組村役人・百姓、および南村村役人など延べ五三〇人が出合い、金三九兩余の費用でおこなわれた<sup>(38)</sup>。まず検地帳の写しを作成し、流地の届を綴にした「(畑譲渡証覚帳)」などに依拠して地押し・名所押しをおこない、その結果を付け札や朱書で検地帳の写しに記入した。この際、検地帳の一筆毎に「番附」をして一筆毎の鑑札を作り、新たに確定した所持者に渡された。この鑑札の制度は、作業の効率化をはかるだけでなく、以後の土地所持者と貢租負担者のずれを未然に防止するものであり、村政上の知的技術として十分に注目されてよい。また、所持者確認の作業は、取下げ場や屋敷成りにいたるまで対象とされ、以前の帳簿を写して確認と訂正がおこなわれ、さらに新組・古組間の土地所持者の変更を編年で記録した「両組反別出入調帳」も作成された。これらの作業によって、土地所持者、反別、両組高などが確定され、基礎帳簿が大幅に訂正されたのである。

次に、一八一三(文化一〇)年の新組帳面改めについて見ておこう。新組では、「諸帳面・高反別、去ル享保年中已後取調無之、数年来後年貢勘定及出入」状況にあり、一八〇八年の勘定奉行水野若狭守裁許の際、「向後者諸帳面取調可相用旨」を仰せ付けられていた。新組は「古組御立入無御座候而ハ、帳面取調出来不申候間」として、一八一三年九月、古組名主栄次郎に金五〇両で帳面改めを委託している<sup>(39)</sup>。

## 史料一〇

### 帳面改請負書付之事

#### 一 御水帳写

一名寄鑑

一名寄帳

右之通當西九月より来ル戌十一月中迄之内、諸帳面急度取調差出し可申筈請負申候處相違無御座候、尤為諸人用金五拾両被差出候筈、然上ハ右金ニ而相賄、縦令入用ニ過不足共重つら而彼是不申筈相極メ、當金何両請取取調相懸り申候へ共、対談之通り中勘定之節殘金相濟不申候得ハ取調相休申候、為後証請書差出申處、仍而如件

文化十四年九月

上名栗村古組

名主 栄次郎

立会人 重郎兵衛

同村新組 御役人中(60)

この請負証文以前、新組では史料九の第二条以下と同内容の地押証文を取り交わしており、この帳面改めもまた地押しを伴うものであった。すなわち、古組名主栄次郎が請け負ったのは、一八一四年十一月を期限として、地押し・名所押しをおこない、その結果を記入した検地帳の写し、百姓一人毎に畑・屋敷を一筆づつ記した「名寄鑑」、年貢小割帳台帳(「名寄帳」)の三帳簿を作成して新組方へ引き渡すことであった。栄次郎らは、「番附」と鑑札の制度を導入しながら、以前の帳面を写して確認・訂正をおこなう古組帳面改めと同じ方法で作業を進め、一八一四年には三帳のほか、一筆毎の鑑札を小前百姓に渡した「鑑札小前請印帳」(61)を仕上げるにいたっている。

ところでこの二回の帳面改めを通して、古組名主栄治郎らは古組文書だけでなく、「村」文書・新組文書を取り出して縦横に操作することになった。前者の帳面改めでは約一〇〇タイトルにおよぶ帳簿を採録した「上名栗村前々書物改目録」、後者の帳面改めの後には「夜着店帳面取調帳」(不用文書目録)を作成しており、帳面改めを機に村方文

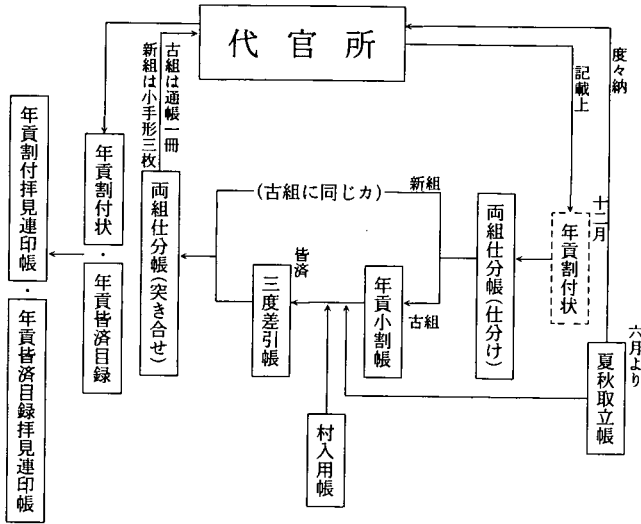
書の整理を進めたことが知られる。これら一連の帳面改めは、村方文書のあり方から見る限り、村政の知的革新と呼ぶにふさわしいと考える。土地所持と年貢勘定をめぐる緊張の高まりの中で、この知的革新は、帳面改めにとどまらず、次節でみる年貢関係文書システムの合理化や、第三節でみる村方文書管理の部門に及んだ。

## 第二節 古組における年貢関係文書システムの改変

村方騒動後の年貢勘定方式は、その後どのように変化しただろうか。一八世紀中葉から後半にかけての上名栗村では、諸懸り物がほぼ安定したため帳簿が作成されなくなり、小物成や定免の年貢とともに徴収する方式になっていた。また、前年度の年貢諸役と村入用の合計額を「夏秋両度取立帳」<sup>(62)</sup>と「三度差引帳(冬取立帳)」<sup>(63)</sup>で徴収し、当該年度の割付状を受けてから各帳簿で勘定・精算する方式が整備されている。しかし同時にこの方式は、三度に分けて取り立てられた金額が年貢小割帳・村入用帳などのように充当されるのかという勘定の最終段階が記録にとどめられず、曖昧さを残す方式であったと言え、この点は村方騒動後から変化していない。古組で帳面改めをおこなった一八〇三(享和三三年)、名主栄次郎はこのような年貢関係文書システムの改変に着手している。

その第一は、夏秋両度取立帳の充実をはかり、「大積三季小前取立帳」<sup>(64)</sup>を作成した点である。この帳簿では、定免年貢・諸役を三季に割賦し、当該年度の村入用を六月、八月、一二月の段階でこれに組み入れている。また一二月におこなわれる三度目の徴収では、包歩銀を含む石代永や国役なども割り合っている。これによって三度の見積もり徴収は、当該年度に必要な金額により近くなったわけである。

第二に、年貢皆済目録を受け取った後に「年貢・諸役并村入目皆済帳」(以後「皆済帳」とする)を作成し、勘定の



図二 1809(文化6)年以降の年貢関係文書作成システム

最終段階を帳簿付けすることにした。<sup>(65)</sup> すなわち、一人の百姓について、最終的な年貢・諸役の納合永、鏝に両替した額、同年の御張紙値段で代銭にした石代・国役、夫喰代返納、村入用、および合計額を列記し、「三季取立」分を明記した上で差し引きし、皆済金または割り返し金を算出した。また、惣百姓は年貢割付状・皆済目録を拝見した上で、

この一帳ですべての勘定を確認して名下に押印し、同時に村役人によって「皆済」印が押されたのである。このように、より当該年度に近い三度徴収と「皆済帳」による最終勘定の確認作業がおこなわれることによって、より実質的で公正な勘定になったことは言うまでもない。

しかし一八〇五(文化二)年正月七日には、幕府代官榊原小兵衛より「去々亥年割付・皆済目録丸写ニいたし、大小之百姓不洩様読為聞、拝見証文一人別ニ受印取之、」差し出すべきことがはじめて命じられた。<sup>(66)</sup> 一八〇三(享和三)亥年分は現存していないが、少なくとも一八〇四(文化十)年度分については、一八〇六年に年貢割付状拝見小前連印帳・年貢皆済目録拝見小前連印帳を作成しており、これにしたがったことがわかる。なお、二年遅れでこの帳簿が作成されたのは、年貢割付状・皆済目録が年記通りには発給されず、両者が一年ないし二年遅れて発給されたことによる。このように割付・目録拝見の請印を取る作

業をこの帳簿でおこない、「皆済帳」から別帳化する事によって、より念の入った方式になったことはもちろん、「皆済帳」を早期に作成することができるようになったのであった。

名主栄次郎らは、これらのように一八世紀の勘定システムを改変していったが、一八〇九(文化六)年、さらに合理化を進め、図二のごとき帳簿システムを確立させた。すなわち、「年貢大積三季取立帳」の見積もり方をそのままに夏・秋二回の取立に止め、一二月には大見積もりによる三度目の徴収(冬取立)をせず、「三度差引帳」で諸勘定を済せるとともに、夏・秋両度取立分を差し引いて皆済金を算出・徴収するものである。これ以前の「三度差引帳」が大見積もりによる冬取立分のみを徴収し記録する帳簿であったのに対し、これ以後の「三度差引帳」<sup>(69)</sup>は、「皆済帳」でおこなっていた最終勘定を、一行程早い段階でおこなう帳簿であり、全く別内容の帳簿に変化したのであった。同時に「皆済帳」は作成されなくなり、この年貢関係帳簿システムは幕末まで続けられたのである。

このようなシステムの改変は、内在的な展開なのか、外部からの導入であるのかは重要な問題であるが、他村の事例の広範な検討が必須であり、今後の課題にせざるをえない。ここではとりあえず、帳面改めから村方文書の管理にいたる知的革新の趨勢の中で、古組名主栄治郎らの合理化の熱意と幕府代官による拝見連印帳作成の指令などが重って、この作成システムが練り上げられたと見ておきたい。

### 第三節 村方文書の管理について

——三つの文書群と現用・非現用文書——

第二章第三節で見たように、一七二四(享保九)年以降の村方文書は、論理上、「村」文書と新組・古組の「組」文書の階層構造を持ち、三つの文書群に分けることができる。ここでは、町田家が村方文書をどのように管理していた



表二 「上名栗村前々書物改目録」の採録文書、および管理形態

	文 書 名	管理状態
①	検地帳・延宝七年新開帳・享保八年前々見取場當卯改出帳	「 <del>ノ</del> 拾七冊箱＝入置」
②	割付目録・高帳・名寄鑑札渡帳・新屋敷帳・荒地帳	①とともに「惣ノ長持＝入置」
③	享保十六年地押帳、前々検地帳写 同十八より享和三年迄の高抜帳	記載なし
④	「元文中六通、享和年中五通」、「宝曆年中御割付目録廿五通ニ而十三年分済」	記載なし
⑤	(以下、一つ書きで列記、類似帳簿は省略) 猪鹿荒地帳 (古組)・川欠山崩小前帳など (古組) 新屋敷帳 (両・古)・取下場小前帳 (両組・古組) 鉄砲持主開帳など (両組)・年貢接合帳など (両組) 村明細帳 (古組・両組)・反別両組調帳など (両組) すみや人見入り山代割渡帳 (両組) 村高反米永家数人数書上帳 (古組) 幕府法令写し帳面など 「前々遺村入目廿六冊、外ニ式冊」	「此分不用棚＝入置候」

のかについて検討を加えたい。

一八〇三(享和三)年に古組で帳面改めを行った後、上名栗村では「上名栗村前々書物改目録」(以下、A帳とする)を作成した。この帳簿は、文書名、作成年月、作成者、連印・割印等の有無、管理状態などを記したもので、約一〇〇タイトルにのぼる帳簿を採録している。全体の記載形式と採録帳簿は、表二の通りである。

まず注目したいのは、箱に入れて保管している①と、①と共に長持にいられて保管している②である。①はいうまでもなく土地台帳、②は上名栗村の割付過程文書と土地所持や土地の状態を把握した基礎帳簿であり、両者とも上名栗村全体に関わる帳簿、つまり先に「村」文書としたところの帳簿である。これらはA帳の冒頭にまず記載され、かつ箱・長持に入れられており、「村」文書としても特別な位置にあり、重要文書であったことが窺える。なお、③は土地所持について改めた帳簿であり、両組が年貢を仕分ける際に必要な基礎帳簿であったと推測され、やはり「村」文書であると見ることが出来る。

また、④は①・②・③に付随する覚え書きの可能性もあり判然としないが、「宝暦年中御割付・目録」については二五通で一三年分を済ましたと記しており、何らかの処理をして②に組み入れたか、あるいは組み入れる前段階にあった文書ではないかと考えられる。また、⑤の中に列記されていた村入用帳は、組毎に毎年作成する決まりになっていたので、年々累積した「組」文書であるといえる。これについては、A帳作成を機会に⑤から切り放されて、「不用棚」に移して保管することにしたことが知られる。

A帳の大半を占める⑤は、両組の土地・年貢に関わる帳簿、「村」の共同管理に属する入会地や鉄砲、幕府法令を写した帳簿等、「村」文書を中心としており、古組の土地・戸口などに関わる帳簿が含まれるが、しかし古組で年々作成した帳簿は含まれていない点の特徴である。すなわちA帳は、「村」文書の重要文書と「村」および古組の現用文書を採録した村方文書台帳であったとすることができよう。

次に、村入用帳が移された「不用棚」について、一八一八(文政元)年一〇月に作成された「夜着店帳面取調控」<sup>(註)</sup>(以下、B帳とする)によって見てみよう。「夜着店」とは、現在では知る者もないが、おそらくは布団倉(小屋)を指すのではないかと考えられる。その中の「不用棚」で保管された帳面類について、B帳は次のような形式で記録している。

史料一

一 文書名

一 ……………

壱番 〆壱箇、但不用書物棚ニ入置候

一 ……………

(同様の記載が続く)

九番 〆老箇、不用棚ニ入置候

一 ……………

外ニ、記録外、人別下書并案書とも

右帳面當時不用ニ付丸キ、夜着店ノ上ニ積置申候

文政元寅十月十一日<sup>(2)</sup>

この老番から九番のブロックには、年貢小割帳・両度取立帳・年貢差引帳・石代帳・村入目帳などの帳簿を年次毎に列記し、八年から一四・五年分を一括して番号を付けている。これらは、すべて毎年作成される古組の勘定帳簿である。また、番外にあたる部分には、非編年で古検地帳写や家数人数帳のほか、「村」の所管であったとおもわれる「百姓八十八水死一件書物」などの一件文書を採録し、ほかに記録類、人別帳下書き、諸文書の案書などが保管されていたことも知られる。これらは、いずれも「當時不用」とされ、一番から九番までは番毎に、その他も適宜丸く縛って「夜着店」の不用棚の上に積み置かれたのであった。

これらの記載内容によれば、「夜着店」の不用棚では、一部の「村」文書を含む古組文書の非現用文書が保管されていた。そしてこれらの文書は、廃棄同然とされたわけではなく、B帳の表紙に「此帳面猥ニ取散すべからず」と朱書していることから、あくまで「當時不用」として管理されていたのである。また、これらの文書群は、先にA帳で見た村入用帳の事例のように、非現用と判断され次第、移管されて少しずつ数を増していったであろうことにも注目しておきたい。

以上のA帳とB帳の分析によれば、古組名主町田家においては、箱や長持を用いて土地台帳などの基礎帳簿を特別

に保管したり、年次毎の古組勘定帳簿を「夜着店」で保管したように、「村」文書と「組」文書の階層構造を一部で維持しながらも、大きく現用文書(A帳)と非現用文書(B帳)という基準で、実際の管理をおこなっていたといえる。そして、現用文書は「村」文書中心であり、非現用文書が「組」文書中心であるが、このバランスは「組」に勘定過程が委ねられていたことに起因している。近世後期において、町田家が管理した村方文書の原秩序は、「村」と「組」という組織立てと、割付・勘定過程がどのように担われるかという二つの要素によって左右されつつ、現用・非現用という現実的で効率的な基軸のもとに形成されていたのである。

## おわりに

本稿では、冒頭で述べた課題のもとに、武蔵国秩父郡上名栗村の村方文書の作成・管理システムについて通時的な分析を試みてきた。以上では、次の諸点を明らかにした。

第一に、幕府は一七世紀前半から年貢村請制の定着をはかるため、たびたび法令を出して年貢関係帳簿の作成・管理規範を示してきたが、上名栗村では、村方文書の原型が一六六〇年代に生成しながらも、なお年貢村請制の定着と公正な村方文書のシステムの成立をみなかった。

第二に、林業生産の発展とそれに伴う土地所持意識の緊張を背景として、一七二四(享保九)年、名主の年貢勘定不正を追及した村方騒動によって新組・古組に分かれ、それぞれに惣百姓の村政参加に道が開かれた。それを実現する具体的な方法として年貢関係帳簿を中心とする村方文書の作成・管理システムが成立し、勘定過程を担った古組では、

年貢諸役・諸懸り物・村入用の三系統の帳簿による勘定が実行にうつされた。

第三に、一九世紀初頭、幕府の年貢増徴と流地の進行に伴い、再び貢租負担者の確認と年貢勘定過程に目が向けられ、古組名主栄次郎らは帳面改めをはじめとして年貢関係帳簿システムの改変に取り組んだ。この帳面改めでは、貢租負担者などを確認・訂正しただけでなく、以後の土地所持者と貢租負担者のずれを未然に防止する鑑札の制度を導入した。一方のシステムの改変では、年貢・諸役の最終勘定がはじめて帳付けされるとともに、一行程の合理化をおこない、効率的でかつ公正な三度徴収が実現された。これと同時に村方帳簿の台帳(A帳)・取調帳(B帳)が作成され、現用と非現用を基軸にした文書管理が進められ、村方文書の作成・管理システムが確立した。

以上三点から、上名栗村の村政民主化の動態は、具体的に村方文書システムを構築し、そして改変していくことによって定着がはかられ、不可逆的な体制とされてきたことが、ほほ明らかになったのではないだろうか。なお蛇足であるが、本稿の検討によって、幕末の世直し状況に至る以前に、上名栗村が地道な成長を遂げてきたことも明らかにしえたと考える。

最後に補足と展望をつけ加え、本稿の責をおきたい。近世における村方文書の枠組みは、幕府の支配原理とする年貢村請制のもとに与えられたと見ることができるが、第二・第三の諸点のような、村政における村方文書に関する知的革新の趨勢がいかにしてつくられたのか、換言すれば、近世村方文書は何ゆえ積極的に作成・管理されたのかという問題が残されている。ここで村方文書システムが構築されたり改変された契機を振り返ってみると、百姓たちは一貫して、確かな貢租負担者による公正な年貢勘定にもとづいた年貢納入、およびその確認を要求してきたことがわかる。上名栗村の村方文書は、このような百姓たちの要求によって成立してきたと見ることができるといえる。

ただし、このような百姓たちの年貢納入に対する積極的な意志は、幕藩領主制支配の支持を意味しない。一七八五

(天明五)年、上名栗村の百姓たちが幕府代官前沢藤十郎の荒地・取り下場検分を拒絶した「天明騒動」の史料には、これに關して興味深い事実が示されている。すなわち、拒絶の理由を「下々畑・切畑と申者皆々山林ニ而荊藪生茂、道等も無之候得者、不残刈取不申候而者御見分難被成」としており、下々畑・切畑を非合法に山林にかえ、おそらくは薪炭林などにあてていたのである。上名栗村の百姓たちが年貢納入によって積極的に保持しようとしていたのは耕地の大半を占める下々畑・切畑などの所持権であり、これをもとに林業生産を維持したのであった。先の問題を敢えて突き詰めるならば、百姓たちは自らの生産活動を維持するために、公正な年貢勘定と確かな年貢納入に鋭敏な意志を持ち、年貢村請制の枠組みの中で、それを保証する村方文書の作成・管理システムを練り上げてきたといえるのである。本稿では、村方文書の成立を見るにあたって、百姓が参政する「村」の成立を指標としてきたが、このような成熟を遂げる契機は、村方騒動だけでなく、入会や用水の共同管理をめぐる争論や領主側の強い指導などさまざまに想定される。また知的技術の集積として村方文書を見る視角についても、領主が提示する規範やそのほかの技術がどのように創出され、伝播・導入・集積されたのか十分に明らかにしえたとはいえない。近世日本における村方文書の政治社会上の意義、そして百姓の公的意識の成長とその特質を見定めるために、残された多くの課題に取り組む必要があると考える。

(1) 史料管理学の立場からの論考として、安藤正人「第七章 近世・近代地方文書研究と整理論の課題」(大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』、吉川弘文館、一九八六年)、大藤修「地域文書館の源流と文書館の今日」(『吉備地方史研究』一七四・一七五号、一九九〇年)、同「史料と記録史料学」

(『記録と史料』No. 1、一九九〇年一〇月)がある。また、近世史研究の進展の中でこれらの問題を自覚的に取り上げ、あるいは問題提起したものに、青木美智男「近世の文字社会と村落での文字教育をめぐって——『長野県史』通史編近世と網野善彦氏の近業に刺激されて——」(『信濃』第四二巻第

- 二号、一九九〇年二月）、塚本学「第三節 文書の普及と庶民生活」、『長野県史』通史編第四卷近世一、一九八七年）がある。
- (2) 所論を端的に示した論考として、水本邦彦「初期「村方騒動」と近世村落」、『日本史研究』一三九・一四〇合併号、一九七四年）、同「村社会と幕藩体制」、『歴史学研究別冊（一九八三年度）』、および同「村共同体と村支配」、『歴史学研究別冊（一九八三年度）』、および同「村共同性と村支配」、『歴史学研究別冊（一九八五年）』をあげておく。
- (3) 山中清孝「幕藩制崩壊期における武州世直し一揆の歴史的意義」、『歴史学研究別冊特集（一九七四年度）』、同「近世武州名栗村の構造」、『名栗村教育委員会、一九八一年』、加藤衛弘「江戸地廻り山村の豪農経営——武州西川町田家を中心として——」、『徳川林政史研究所「研究紀要」、一九八六年度』
- (4) 『徳川禁令考』第二七八四号
- (5) 菅原憲二「村入用帳の成立」、『京都大学近世史研究会編『論集近世史研究』、一九七六年』
- (6) 『御触書寛保集成』第一三〇八号、および『徳川禁令考』第二七八八号
- (7) 『徳川禁令考』第二二〇八号、『御當家令条』第二八二号
- (8) 『徳川禁令考』第二二一〇号、『御触書寛保集成』第一三〇八号
- (9) 『徳川禁令考』第二七七二号
- (10) 『徳川禁令考』後集第四、二二〇～一頁、『御触書寛保集成』第一三五四号
- (11) 前掲菅原論文、三八五～八九頁
- (12) 北島正元校訂『武蔵国田園簿』（近藤出版社、一九七七年）二二一頁
- (13) 学習院大学史料館所蔵、武蔵国秩父郡上名栗村町田家文書、旧六〇一三番文書ほか。町田家文書は、一九六一年から六四年にかけて埼玉県立図書館によって史料整理がおこなわれ、『武蔵国秩父郡上名栗村町田家文書目録』I～IVの目録が刊行されている。このうち一九六七年、未整理分を含めて学習院大学史料館に寄贈され、新たに整理と目録の刊行をおこなっている。しかし、同史料館による目録刊行分は近世冊子型文書のみであるので、以後、近世状態文書については埼玉県立図書館による目録の文書番号を、「旧……番」のように示すこととする。また、本稿では特にことわらない限り、この町田家文書を使用している。以後、出典は番号のみを示す。
- (14) 一六九七番「万治三年子ノ霜月廿九日 名寄帳」
- (15) 旧六〇一七番
- (16) 旧六〇〇五番

- (17) 一六九七番
- (18) 旧六〇一四番
- (19) 旧六〇一六番
- (20) 旧六〇一七番
- (21) 六三八番
- (22) 旧八八〇五番「乍恐書付を以申上候(名主年貢勘定不正についての訴状)」、旧一七〇〇番「御年貢納永辻高并諸懸り物村入用鑑差引過不足改帳」などによる。
- (23) 九五二番「卯御年貢名寄帳」
- (24) 九五三番「石寄帳」
- (25) 六三八番
- (26) 旧八八〇五番「乍恐書付を以申上候(名主年貢勘定不正についての訴状)」
- (27) 三三三三番「反歩書分覚帳」とじ込み文書
- (28) 三三三三番「反歩書分覚帳」
- (29) 六三八番
- (30) 旧八六九八番
- (31) 旧八七八八番「覚(御産所御用炭請取について)」
- (32) 加藤衛拡前掲論文、一六四頁
- (33) 旧七六一四「質物流畑居山手形之事」を一例として上げておく。
- (34) 九五三番「石寄帳」
- (35) 旧一七〇二番。
- (36) 旧八八三番
- (37) 一六八一(延宝九)年八月十九日、浅見五兵衛は檀沢組市郎右衛門ほか一八名・浜居場庄兵衛から本件の請書である「一札之事」(旧八五六八番)を受け取っている。
- (38) 九五三番「石寄帳」
- (39) 旧一三九一八番「為取替申済口証文之事」
- (40) 一七〇〇番「御年貢納永辻高并諸懸り物村入用鑑差引過不足改帳」
- (41) 旧八八〇五「乍恐書付を以申上候(名主年貢勘定不正についての訴状)」
- (42) 旧一三九一八番「為取替申済口証文之事」
- (43) 旧一三九一六番
- (44) 旧一三九二九番
- (45) この帳面は町田家文書中には伝存していないが、近世後期の村方文書目録である「上名栗村前々書物改目録」(二三〇〇番)に「享保十六亥年改地押帳 巻冊」と記されており、実際に作成されていたことが知られる。
- (46) 現在整理中の文書の中に伝存している。「享保九辰御年貢米永皆済目録」(文書番号しー一四八)を一例として上げておく。
- (47) 一三八六番「武州秩父郡上名栗村年貢三度ニ取立大積り



扣帳

- (48) 九八四番ほか
- (49) 一四九九番「享保十一年御年貢并綿売出紙舟役口永勘定 鑑請取帳」ほか
- (50) 一八五〇番「享保十一年村入目遣捨鑑割帳」ほか
- (51) 一三五八番「享保巳御年貢米永皆済突合目録扣」ほか
- (52) 一四九六番「享保十巳年諸掛物勘定割合鑑請取帳」ほか
- (53) 一八一八(文政元)年に作成された「夜着店帳面取調扣  
(延宝四年より享和二年迄の不用分村方諸帳面取調扣)」「(二  
二五七番)によれば、一七二五(享保一〇)年より二八年まで  
の間、「浮役永取立帳」が作成されていたことが確認できる。
- (54) 九八四番「享保九年辰ノ御年貢御割付名寄帳」ほかの年  
貢小割帳の小口には、押切印の押されていない年貢小手形が  
残されている。
- (55) 一三五八番「享保巳御年貢米永皆済突合目録扣」ほか
- (56) 国立公文書館内閣文庫所蔵「柳宮日次記」享保三年六月  
九日条(雄松堂マイクロフィルム出版)。また「新訂寛政重  
修諸家譜」の堀内安之(六郎兵衛)の項(第一八巻、三三八頁、  
統群書類従完成会)にもこれに関する記載がある。
- (57) 旧六九三六番
- (58) 二二八〇番「帳面改諸懸り勘定帳」
- (59) 一八一一番「文化一〇年三月 上名栗村新組帳面改メ小

前連印議定帳

- (60) 旧八五九二番
- (61) 七八五番
- (62) 一三九八番「宝暦一〇年六月 夏秋御年貢取立帳」ほか
- (63) 一二四三番「宝暦一〇年二月 辰御年貢鑑三度差引  
帳」ほか
- (64) 一二八四番「亥御年貢大積三季小前取立帳」
- (65) 一七一九番「亥御年貢諸役并村入用皆済帳」
- (66) 一〇番「御用留」
- (67) 八三三番「子御割附拜見受印帳」
- (68) 八七二番「子御目録拜見受印帳」
- (69) 一二九二番「巳御年貢三度差引帳」
- (70) 二三〇〇番
- (71) 二二五七番「夜着店帳面取調扣(延宝四年より享和二年  
迄の不用分村方諸帳面取調扣)」
- (72) 同前
- (73) 六二〇番「騒動ニ付諸請印・願書 扣(荒地・取下ヶ地  
の見分につき請印及び御免願書)」

付記

第三章第二節は一九八九年度学習院大学史料館特別展「所蔵史料にみる近世古文書の体系」の「町田家文書の世界」、同第

三節は国立国文学研究資料館史料館主催「一九八九年度史料管理  
理学研修会」のレポートをもとに成稿した。また本稿の要旨は、  
一九九一年一月に全国歴史資料保存利用連絡協議会関東部会例  
会で口頭報告する機会をえた。ここに付記し、関係諸氏に心か  
ら感謝の意を表します。